

GPIF

GOVERNMENT
PENSION
INVESTMENT
FUND

日本版スチュワードシップ・コード改訂への対応について

日本版スチュワードシップ・コード改訂内容(概要)

改訂のポイント

- ・7つの原則そのものは変更せず、各指針の記載を変更(各指針も含め、「べきである」という表記は Comply or Explainの対象)
- ・「資産運用者としての機関投資家」を「運用機関」、「資産保有者としての機関投資家」を「アセットオーナー」、「機関投資家」は双方と定義し、各指針において、その対象を明確に記載

追加された内容

- ・アセットオーナーによる実効的なチェック
- ・運用機関のガバナンス・利益相反管理等
- ・パッシブ運用における対話等
- ・議決権行使結果の公表の充実
- ・運用機関の自己評価
- ・議決権行使助言会社への更なる言及
- ・集団エンゲージメント(企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられる)
- ・ESG(環境・社会・ガバナンス)要素

今後のスケジュール

4月27日 国内向けパブリックコメント締め切り

5月 8日 海外向けパブリックコメント締め切り

～パブリックコメントを経て改訂版コード公表*～

公表後6ヶ月以内 改定内容に対応した公表項目の更新とその旨の公表

*公表時期については、「本年夏の株主総会シーズンまでに各機関投資家が改訂後のコードを念頭に対応を進められるよう、改訂後のコードを公表する予定(アクセスFSA(月刊金融庁広報誌)より抜粋)」とのこと。

日本版スチュワードシップ・コード改訂内容(抜粋)と当法人の対応

当法人として新たな取組の検討が必要な箇所

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針	
1-4	アセットオーナーは、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

当法人としての対応

当法人は運用受託機関を通じて株式の売買及び議決権行使を実施していることもあり、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示す必要がある。また、スチュワードシップ・コードでも言及されている大規模なアセットオーナーかつ超長期投資家として、ESGを適切に考慮し、自らのスチュワードシップ責任を果たすため、**運用受託機関向けの「スチュワードシップ活動原則」の策定を行う。**

<運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」の策定にあたっての考え方>

対象：当法人の運用受託機関

目的：運用受託機関に対して、議決権行使を含むスチュワードシップ責任に関する当法人の考え方を示し、運用受託機関のスチュワードシップ活動を通じて、インベストメントチェーンにおけるWin-Win環境構築を目指す。

なお、昨年、今年と2回開催した企業・アセットオーナーフォーラム、企業向けアンケートにおいて、議決権行使に関しては以下のような意見も企業側からいただいております。これらの意見も参考にし、上記策定にあたりたい。

○議決権行使などについてのGPIFの考えを「原則」というかたちで示す必要があると思う。

○「原則」を示すことは明らかに必要だが、形式的な基準が独り歩きすると、開示資料だけで判断されてしまう。実質的なところを見に行ける余地がある方が良い。

○外形的な基準や議決権行使助言会社の推奨に機械的に従うのではなく、企業との対話も通じて総合的に判断してほしい。

○長期志向、ESGの論点なども反映した考え方の大枠、原則を示したほうがよいのではないかと

日本版スチュワードシップ・コード改訂内容(抜粋)と当法人の対応

当法人として新たな取組の検討が必要な箇所

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針	
5-3	<p>機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。</p> <p>また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。</p> <p>議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。</p>

当法人としての対応

直接、議決権行使を行っていない当法人自らが個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することは適切ではないと考えており、**各運用受託機関に開示を指示・要請する方向で検討。**

<議決権行使結果個別開示に関する今後の対応>

実際に議決権行使判断を行っている当法人の運用受託機関に対して、本年開催の株主総会から当法人の保有分を含む個別の投資先企業及び議案ごとの議決権の行使結果の開示を指示・要請する。

なお、既に対応済みである議案の主な種類ごとに整理・集計した議決権行使結果は、今後もスチュワードシップ活動報告及び業務概況書において公表する予定。

今後のスケジュール

新たな取組みへの対応(本年6月を予定)

- ・運用受託機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則の策定・公表
- ・運用受託機関に対して議決権行使結果の個別開示を指示・要請

- ・平成26年5月30日公表の「日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて」の各指針に関して、改訂内容に対応した公表項目の更新、及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知
- ・平成27年9月10日一部改定の「(別紙)スチュワードシップ責任を果たすための方針」の更新、及び更新を行った旨の公表